

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年7月12日

(事業実施主体)

志賀農業協同組合

代表理事組合長 新谷 克己

1. 競争入札に付する事項

- (1) 事業主体：志賀農業協同組合
- (2) 補助事業名：令和6年度強い農業づくり総合支援交付金
(令和6年能登半島地震被災産地施設支援)
- (3) 工事名：JA志賀増穂ライスセンター解体工事（製造請負）
- (4) 工事場所：羽咋郡志賀町相神ほー23
- (5) 工事概要：畳摺調製設備解体工事および出荷計量設備移設工事 一式
- (6) 工期（予定）：
着工：令和6年8月上旬
完成：令和6年8月中旬
引渡し：令和6年8月中旬
- (7) 工事請負契約締結：
本事業は、施工管理を含め、施主代行を全農に委託して行なう。よって、全農所定の工事指図書（工事請負契約約款添付）、工事受注確認書により、全農と契約する。
- (8) 入札事項：製造請負工事請負金額

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経常利益が直近3カ年間連續赤字ではない者であること。
- (3) 申請書及び資料の提出期限の日から開札までの期間に、石川県入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 建設業法第3条第1項の規定により、建設業の許可を受けた者であること。
- (6) 直近年度の「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の機械器具設置の総合評点Pが649点以上であること。
- (7) 共同利用施設プラント工事で10,000千円以上の元請施工実績が1件以上あること。なお、実績の対象期間は過去10年分まで認める。
- (8) 石川県内若しくは近県にアフターフォローアップ体制の整った拠点があり、緊急時、速やかなアフターサービスがされること。
- (9) 役員（役員として登記又は届出していないが、事実上経営に参画している者を含む）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6

号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者ではないこと。

3. 入札手続等

(1) 担当窓口（施工管理）

名 称：全国農業協同組合連合会 石川県本部
住 所：金沢市松島1－1
電 話：076-240-5356 FAX：076-240-5796
施工管理担当者：穴田 渉 所 属：農機施設課
補助者：－ 所 属：－

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

ア. 期間：令和6年7月12日(金)～令和6年7月26日(金)の

土日祝祭日を除く毎日、午前10時から午後3時まで

イ. 方法：JA志賀のホームページに公表する。

<https://www.ja-shika.jp/>

(3) 見積設計参加資格確認申請書（以下「申請書」という）及び参加資格化確認資料（以下「資料」という。）の提出期間、場所及び方法

ア. 期間：令和6年7月12日(金)～令和6年7月26日(金)の

土日祝祭日を除く毎日、午前10時から午後3時まで

イ. 場所：全農石川県本部 農機施設課（金沢市松島1－1）

ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

(4) 見積設計参加資格確認通知書の提出、場所及び方法

ア. 日時：令和6年7月29日(月) 午前12時まで

イ. 方法：書面（FAX送信）をもって全農石川県本部 農機施設課より通知する。

(5) 見積設計仕様書・標準見積書の提出日時、場所及び方法

ア. 日時：令和6年7月31日(水) 午前12時まで

イ. 場所：全農石川県本部 農機施設課

ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

(6) 一般競争入札参加資格確認通知書の提出、場所及び方法

ア. 日時：令和6年8月1日(木) 午前12時まで

イ. 方法：書面（FAX送信）をもって全農石川県本部 農機施設課より通知する。

(7) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア. 日時：令和6年8月5日(月) 午前11時30分

イ. 場所：JA志賀本店 2階会議室

ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

4. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行なった入札、見積設計参加申請書、見積設計参加資格確認資料、見積設計仕様書、標準見積書に虚偽の記載をした者、入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

予定価額の制限の範囲内で最低の価額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、または、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められる時は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とする場合がある。その他入札心得による。

6. 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、当事業主体に対し苦情申立てを行うことが出来る。

7. その他

詳細は入札説明書による。

以上